

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター
---------------

### ②施設・事業所情報

名称： 西尾市立一色中部保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 鈴木 輝美	定員（利用人数）： 70名（34名）
所在地： 愛知県西尾市一色町一色下乾地85番地1	
TEL： 0563-72-8358	
ホームページ：	
<b>【施設・事業所の概要】</b>	
開設年月日： 昭和28年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市	
職員数	常勤職員： 4名 非常勤職員： 3名
専門職員	（園長） 1名 （調理員） 1名 ※委託
	（保育士） 6名
施設・設備の概要	（居室数） 4室 （設備等） 保育室、遊戯室、事務室
	調理室、トイレ、屋外遊技場
	プール、防犯管理システム

### ③理念・基本方針

#### ★理念

一人一人の子どもを尊重し、愛情豊かに育み、心身ともにたくましく健やかに育つための基礎づくりをする。

#### ★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の思いや気付きを大切にされた愛情豊かな保育をする。
- ・地域や保護者との連携を図り、信頼関係を築くと共に家庭と協力し合って保育を進める。
- ・小学校とも連携や交流を深め、滑らかな小学校への移行を図る。
- ・職員間の連携を図り、保育士の専門性を高める研修に参加し、保育内容の充実に努める。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

##### 【力を入れていること】

・一色地区は津波の浸水想定区域が多いため、隣接する小学校と連携して年3回津波避難訓練を設け、小学校の3階まで避難する訓練を行っている。

また、学校からさらに安全な場所へ避難する場合は住居地区ごとに決められた場所に避難するため、地区が分かる個別の名札を用意し、誰がどこに避難するのか災害時に迅速に対応できるようにしている。

・季節ごとの花や野菜を植え、自然に触れたり育てたり収穫したりする機会がもてるようにしている。

登降園時に通る場所に植えることで保護者の目にも留まるようにしたり、野菜を持ち帰ったり、園で調理して食べる等、栽培の楽しさや面白さを感じると共に、食に興味をもち、食事や健康の大切さに気付けるようにしている。

・西尾市の特産である抹茶に触れる機会を設け、5歳児は毎月お茶会を行い、年度末には保護者を招いて、園児の様子を見ていただくと共に抹茶を味わう機会を設けている。

・保護者向けのアプリを入園時に設定してもらい、園及び家庭からの連絡事項や園生活の様子伝えるために活用している。

欠席等の連絡が開園時間外でもでき、行事や遊びの様子を文章だけでなく写真を活用することで、分かりやすく伝えている。保護者の利便性、緊急時の迅速な連絡、子どもの成長の様子の伝達等、保育園に対しての安心感をもてるようにしている。

##### 【アピールポイント】

・定員70名、在籍園児数34名という大変小規模な保育園である。年長・年中合同1クラスと年少1クラスという家庭的な雰囲気の中で保育をしている。

・長時間保育がなく、降園時には保護者と担任とが顔を合わせて話をする事ができる。園児の様子について保護者と共有しやすい環境である。

・小規模な園であるため、委託調理員を含む全職員が園児の様子を把握しやすい状況にある。職員全員で子どもたちを見守り、声をかけ、関わりをもつように心がけ、安心して園生活が送れるようにしている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月28日（契約日）～ 令和8年4月28日（評価確定日） 【令和8年1月17日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和2年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆保護者への事業内容の説明

事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料「リーフレット」を作成している。保護者に対しては、4月に配付しており、保育参観等を利用して説明することで周知を図っている。保育内容については、年度始めに玄関横に年間行事計画を掲示しており、「園だより」にも記載して配信している。国外にルーツを持つ保護者に対しては、翻訳版を配付して丁寧に説明している。保育サービスを受ける主体である利用者（子どもと保護者）は、事業内容を詳細に知る権利があり、それに応じて、園は義務としての説明責任を果たしている。

◆自己評価に基づく改善

第三者評価の受審に際しての自己評価に基づき、問題点や課題を見つけ、改善へ向けて進めている。気づきをすぐに具体的な計画として改善計画を立案し、既に実行に移していることは評価に値する。

◆日常会話からのニーズ把握

小学校区内に2つの園があるため、3歳未満児の保育や延長保育等の特別保育は行っておらず、子どもの数も少ないため、子どもの把握がしやすい。園長、主査をはじめ職員全員が積極的に保護者に声を掛けることで、保護者との日頃のコミュニケーションも取りやすく、双方にとって良好な関係が構築されている。風通しの良い関係を背景に、日常の会話からニーズを把握しており、苦情や問題が起こりにくくなっている。

◇改善を求められる点

◆事業計画における目標設定方法

園にて中期事業計画および単年度の事業計画を策定し、計画に基づいた取組みが進められている。各取組みにおける目標については、一定の方向性は示されているものの、数値化する等、達成状況を客観的に判定できる目標設定には至っていない。今後は、取組みの重要性や内容に応じて達成の可否や成果の検証が可能となるよう、より具体的かつ判定可能な目標設定方法について検討することが望まれる。

◆自己評価を園全体の評価につなげる仕組みの構築

職員個々の自己評価が、園全体の評価につながっていないという気づきがあった。自己評価を4月初めにまとめ、課題を洗い出し、園全体の強みや課題を明らかにして、次の評価のまとめと比較していくという改善活動を始めている。今年度の取組みが成果を出し、今後の取組みの出発点となることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の受審のため自己評価表が送付され、確認していく段階で、自園の課題が浮き彫りになり、受審日を待たずに動き出せたことは、職員の意識が向上し、大きな収穫であったと思う。

受審の際には、自園の課題の改善方法について具体的に助言していただき、次年度の長中期計画を立案する前にお聞きできたので、大変役立った。その他、地域への発信等についても、改善に向け動き始めているところである。また、評価していただいた点については園の強みと受け止め、今後も継続強化していきたい。

今後は、少人数園ならではの利点を活かして保育の質の向上につなげ、未来ある子どもたちとその保護者の方々にとって、安心安全に過ごせる園として地域に根付いていきたいと、気持ちを新たにしている。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育理念、保育方針は市のホームページ、リーフレット、「園だより」等に記載されており、職員はそれぞれが記載された携帯用カードを携行している。職員室や各クラスにも掲示し、日常的に意識できるようにしている。職員の行動規範「保育園職員としてのあり方」も配付されている。保護者には4月にリーフレット等を配信し、入園式や保育参観等で周知を図っている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 社会福祉全体や地域の動向は、市の園長会への定期的な参加や関連会報誌等により把握している。園庭開放や地域事業活動等を通じ、未就園児保護者との交流からも保育ニーズを把握している。園としては、食品ロス、光熱費、消耗品等の管理状況を把握している。今後は、市主導のコスト分析情報を踏まえ、前年度比較や要因整理を行い、傾向分析へとつなげることを期待する。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a ・ b ・ c
<コメント> 園としては、保育内容や人材育成に関して、市と連携して取り組んでいる。財務状況や組織体制、設備や環境整備等の状況把握や分析は市が主導しており、園としては必要に応じて連携し、要望や問題提起を行っている。経営課題や年間予算等については、市と相談できる関係が構築されており、定期的に職員の意見を把握する機会も設けられている。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 園にて中期（3ヶ年）事業計画を策定しており、前年度の取組み結果から明らかになった課題や反省点を適時反映させ、課題解決に向けた内容となっている。各取組みの期限は明確に定められ、目標についての方向性も示されている。ただ、数値化する等の判定可能な目標の設定には至っていない。取組みの重要性や内容に応じ、より具体的な目標の設定方法を検討されたい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 中期事業計画を踏まえた単年度の事業計画が策定され、職員参加の下で取り組んでいる。取組み内容は計画的に整理されているが、中期事業計画と単年度事業計画の取組み内容が同様となっている。設定している目標についても、数値目標等の判定可能な目標とはなっていない。中期事業計画を踏まえて単年度の役割分担を整理し、より具体的な計画を検討されたい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の各取組みについては、園長が年度末に職員の意見を把握して集約しており、次年度の事業計画に反映させている。各取組みの実施状況については適時把握しており、定期的にも職員会議等にて把握し、評価している。最終的には年度末に評価しており、評価結果に基づいて課題を決定し、次年度の取組みとして計画している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の主な内容を分かりやすく作成した資料「リーフレット」を作成している。保護者に対して4月に配付しており、保育参観等を利用して説明することで周知を図っている。保育内容については、年度始めに玄関横に年間行事計画を掲示しており、「園だより」にも記載して配信している。国外にルーツを持つ保護者に対しては、翻訳版を配付して丁寧に説明している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 事業計画に基づく日々の取組みや第三者評価の受審等については、計画的、継続的に実施している。しかし、全職員を対象とした体系的な自己評価は実施されていない。今後は、園運営や保育内容を振り返る機会として、園全体の自己評価を実施し、課題や改善点を明確にした上で、次年度の取組みや事業計画に反映させていくことを期待する。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<コメント> 各課題の取組みについては、職員参画の下で年度末に最終評価を行ない、明らかになった課題を次年度の取組みとして展開している。予算的な課題や人員配置、設備・環境の整備等については、市と連携して具体的な改善策を決定している。しかし、各取組みの途中経過や評価結果、分析内容等についての記録面で整備が遅れている。この点の改善が、今後の課題となる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<コメント> 年度始めの職員会議にて園長が運営に関する方針等を説明し、全職員が今年度の個人目標を表明している。園長の役割と責任、不在時の権限委任等については「運営案」にて文書化されており、有事の際の役割と責任については、「災害対応初動マニュアル」にて明確化されている。しかし、職員に対して十分に周知されている状況には至っていない。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<コメント> 遵守すべき法令等は、市の園長会や関連する研修等に参加することで理解を深めている。職員に対しては、「保育所保育指針」をはじめ業務に関連する法令等については適時説明しているが、幅広い分野の関連法令等を含めて、計画的に学ぶ機会は設けていない。定期的に、関連する法令等を学ぶ機会を検討されたい。法令遵守を確認する体制作りも必要となる。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	ⓑ	c
<コメント> 園長は自らも保育業務に入り、保育の質の向上に関する取組みに積極的に参画することで、率先垂範を図っている。職員会議にて職員参画の下で定期的に現状把握、評価・分析を行っており、各取組みが停滞しないよう、進捗支援や問題解決等に関する助言を行っている。課題は、現状把握や評価・分析した結果が、記録として残されていない点である。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b	c
<コメント> 人事、財務に関する取組みは、市が主導して行っている。労務に関しては、園長が中心となって職員の業務状況を把握し、時間外労働時間の管理や有給休暇取得の促進、希望日に有給休暇が取得できるよう配慮している。園長自ら保育業務に入ること、日常的なコミュニケーションを通じて相談しやすい関係を築き、働きやすい職場づくりを目指している。				

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b	c
<コメント> 福祉人材の確保や人事については市が主導して取り組んでおり、年度ごとに必要な人材や人員体制に関する計画が策定されている。園長は、必要な人材について市へ適時提言を行っている。定期的に個人面談を実施し、職員の意向や希望を把握している。その上で、市の人員計画を踏まえ、各職員の技術水準や適性を考慮した人材育成計画を策定し、計画的に取り組んでいる。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ	c
<コメント> 職員の行動規範「保育園職員としてのあり方」にて、「望ましい保育園職員像」を明確にしている。人事基準が明確に定められており、入職時に説明を行なって周知を図っている。人事評価制度が整備されており、定期的に人事考課や目標に対する成果、貢献度を評価している。一方、職員の上昇志向は高いとは言えず、自らの将来の姿を描くことができる制度は機能していない。				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長が中心となり労務管理を行っており、有給休暇の取得状況や時間外労働等の就業状況を把握している。日々のコミュニケーションを大切にしており、相談しやすく助け合いができる雰囲気作りに努めている。定期的に個人面談も実施しており、職員の意向や意見を把握してできる限り対応することで、意欲的に仕事に臨めるよう配慮している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「望ましい保育園職員像」を明確にしており、職員一人ひとりの目標管理の仕組みがある。年度始めに個人面談にて個人目標を設定し、半期終了後に中間状況の確認を行ない、年度末に最終的な目標達成度の確認を行っている。個人目標については、達成の可否を判断するための基準が不明確であるため、客観的に判定できるよう、目標水準の設定を検討されたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の行動規範にて「望ましい保育園職員像」を明確にしている。市の研修計画に基づいて、園長が職員の知識、経験、技術水準、専門資格を考慮し、参加する研修を決定している。適時、園の実情を踏まえて、市に対して実施して欲しい教育・研修の提言も行っている。研修後にはアンケートを実施して市に報告しており、教育・研修内容の評価と見直しに活用されている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>教育・研修については、階層別やテーマ別等の研修が用意されている。職員ごとの経験、知識、技術水準、専門資格、受講歴、意向や必要性等を考慮して、職員一人ひとりに適した教育・研修を決定しており、全ての職員が参加できるよう配慮している。研修後の報告書は職員会議にて共有され、1ヶ月後に活用状況を確認する機会を設けている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市作成の「実習生対応マニュアル」にて、実習生受入れに関する基本姿勢を明文化している。職員会議で、マニュアルの読合わせや養成校との打合せで決定した事項の確認を行っている。実習生の指導は、担当者の経験に基づいて決定されている。保育業務全般に関する理解を深め、実習生に対して適切な指導が行えるよう、職員に対して必要な教育の実施を検討されたい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページにて保育理念や保育方針、保育内容を公開し、苦情・相談体制や内容についてもホームページ、リーフレット、園だより、玄関掲示等により公表している。近隣の高齢者施設との交流や市へのリーフレット設置を通じ、園への理解促進に努めている。今後は、地域に向けて園の取組みや地域貢献活動について、より積極的に情報を発信することを期待する。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園における各事務処理の役割や分担はルール化されており、職位ごとの権限・責任は「運営案」にて明確にされている。年度始めに職員に配付して説明を行うことで、周知を図っている。園内での各決裁処理については、担当職員、主査、園長にて相互確認を行う体制がある。定期的に行政監査を受けているが、自ら運営や実施状況を評価し、改善につなげる仕組みはない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      地域との関わりについては、事業計画やリーフレットにて文書化されている。活用できる社会資源や地域情報等は職員室入口に掲示し、保護者がいつでも確認できるよう配慮している。地域との交流としては、近隣の高齢者施設と交流する機会は設けているが、子どもが地域活動に定期的に参加する取組みまでは行われていない。</p>				
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;                      ボランティアの受入れに関するマニュアルは市が作成しており、ボランティアの受入れや学校教育等への協力に関する基本姿勢を明確にしている。マニュアルには受入れに関する諸手続き、ボランティアの配置、事前説明等を規定している。ボランティアに対して事前に打合せを行い、活動時の配慮や注意事項等を十分に説明している。</p>				
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      地域との連携が必要な関係機関や団体についてはリスト化されており、職員室の所定の場所に設置することで、職員間の情報共有を図っている。行政機関や民間関係機関との定期的な連絡会を行っているが、園として主体的に関係機関と連携し、共通の課題解決に向けての協働した取組みは十分とは言えない。主体的・継続的な協働の仕組みの構築を期待する。</p>				
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      園長が、近隣の小学校の評価委員会や中学校区の交通安全協議会に参加しており、近隣の高齢者施設との交流の機会を通じ、地域の福祉ニーズを把握するよう努めている。園庭開放時に未就園児の保護者と交流する機会があり、子育てに関するニーズを把握している。ただ、地域住民との交流の機会は限定的であり、地域に開かれた取組を行うことを検討されたい。</p>				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;                      園庭開放時に来園した地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や各種情報等の提供を行っており、近隣の高齢者施設との交流や地域イベントへの参加を通じて地域に貢献できるよう努めている。地域との災害時の連携・協力体制は未整備であり、日頃から地域と交流する機会を設け、災害時に連携・協力ができる仕組みの構築が急務である。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園で毎年作成する「運営案」や園を紹介するリーフレットに、園の理念と基本方針の記載があり、職員、保護者、入園希望の保護者へも知らせている。年度初めの4月に、職員の新しい顔ぶれで読合わせを行って周知を図っている。職員は「人権擁護のセルフチェックリスト」を使い、年数回の振返りを行い、子どもを尊重した保育の理解に努めている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の公立園統一の「プライバシー保護マニュアル」により、基本的知識や姿勢を明示し、内容の読合わせを行うことで理解を促している。周囲を住宅で囲まれていることもあり、外部からの視線を遮るためにプール時の目隠しや、身体測定時にカーテンを利用する等の配慮を行い、子どものプライバシーを守っている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページで、園紹介のリーフレットとともに動画で園の紹介を行い、園舎や保育内容の説明を行っている。入園を希望する保護者への園見学会や説明会は、入園受け前の8月に行われる。また、希望があれば個別でも対応している。週1回の園庭開放が行われ、近隣の未就園児親子が園庭で園の子どもと一緒に遊び、普段の様子が自由に見学できるようになっている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園・進級する子どもの保護者に対し、「重要事項説明書」を用いて説明して同意を得ている。年度内に変更があった場合は、紙媒体を配付し、すべての保護者へ知らせている。日本語で対応できない国外にルーツを持つ保護者には、必要に応じて市の保育課の通訳が来園し、困りごとの聞き取り等の対応を行っている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リーフレットに、転園後も子育て相談に乗ることを明記し、保護者が安心できるよう配慮している。転園の手続き方法が、市内転園については決められている。市外への転園には電話で問い合わせ、必要な書類を送っている。しかし、卒園後については、案内が不十分ではないかという気付きがあり、3月の「園だより」に載せる予定となった。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事後にアンケートを行い、その中で日々の満足度も併せて調査している。内容をまとめ、職員会議で報告をしている。改善が必要な内容に関しては、会議で話し合いがもたれ、結果を保護者へ配信している。行事内容の反省は次年度の計画に活かされ、PDCAサイクルがうまく機能した取組みが行われている。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みは、「重要事項説明書」で入園・進級時に説明し、保護者の目につく場所にも掲示している。子どもの数が少なく、延長保育も実施していないため、日々の声掛けがしやすく、意見が拾いやすいため、苦情になる前に未然に対処できている。意見箱が設置してあるが、意見はほとんど入らない。匿名での意見の受け皿として、意見箱の活用方法を検討されたい。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; リーフレットや「重要事項説明書」、掲示でも苦情受付窓口を案内している。園に相談しにくいときは、保育課や行政評価委員に直接相談することができる旨を広報している。普段の保護者への声掛けも積極的に行っており、苦情になる前の疑問点や不安なことを、相談しやすい雰囲気づくりを心がけている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者からの意見は、園長や主査に報告し、解決に向けて園全体で取り組んでいる。日々の相談事は、「育児相談月報」に記載して提出し、月ごとにまとめて職員会議で報告される。「苦情対応マニュアル」と相談事が起きた場合のフローチャートがあり、マニュアルに従って対応するよう定められている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「ヒヤリハット報告」と「事故報告」で起きたことが伝えられ、改善へ向けて職員会議で話し合っている。園内の「危険箇所確認マップ」を作成し、けがの発生リスクの高い場所を把握し、見守りに努めている。リスクマネジメントの体制は構築されているが、内容の把握ができていない職員もあり、会議等で周知を図った。今後も、定期的な研修等で周知されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「感染症対応マニュアル」に従い、感染症への対応ができています。園で発生した場合、掲示で保護者に知らせ、特別な配慮の必要な子どもの保護者には、直接電話等で知らせている。掲示は、発生した事実のみならず、発生した感染症の詳細や、園での対応等も示され、家庭と園の双方に理解しやすく、親切な内容となっている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 海に近いが、ハザードマップでは津波の浸水区域には入っておらず、比較的 안전한立地である。避難訓練の事態を見越した訓練を行っている。専門家の監修の下、同町の保育園合同研修（訓練）を予定し、さらに災害に対して強い園になる事を意識した計画があった。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保育全般に関わるマニュアルが整備され、「運営案」や指導計画として文書化されている。毎月の計画を月末に評価・反省し、次月の計画を立てる際には主査や園長の指導が入り、結果についての考察が行われる。「保育記録」も丁寧に作成され、職員間の意見交換や計画作成は職員会議で行われている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; マニュアルを定期的に見直し、必要があれば園長会議で訂正され、各公立園に知らされている。指導計画や「運営案」についても、「公立園マニュアル」に地域の実情を加味して微修正、訂正が行われ、年度の標準的な実施方法として職員へ知らされている。避難訓練等、園独自のものは赤字で記録しておき、年度末に検証して次年度へつなげている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」に基づき、指導計画が作成されている。障害のある子どもおよび支援の必要な子どもの個別指導計画は、3ヶ月ごとに成長を記録している。すべて市の統一様式で記録され、記入例を参照しながら記載していくことで、ルールに従った統一した目線で記入ができる。提出後は、主査と園長が確認して指導を行い、次月の計画へつなげている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画は定期的に見直しされ、次回作成の指導計画に反映させている。市統一マニュアルのため、変更は市が主催する園長会や主査会議にて行われ、変更点はネットワークで知らされ、職員会議で報告されている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市統一様式で指導計画を作成している。計画は市のネットワークで管理され、書面でも確認が行われている。職員の休みの場合の「クラス引継ぎ簿」や、朝礼に出られない職員への「朝礼簿」に必要な情報が記入されている。職員は、保育に入る前に必ず確認することで、子どもの状態や情報を把握でき、安全に保育ができるようにしている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市統一の「個人情報保護マニュアル」に、個人情報を含んだ記録の管理体制や管理方法が規定されている。職員会議の議題として挙げ、全職員が共通理解できるよう取り組んでいる。個人情報に係る書類は鍵付きの書庫に保管され、廃棄時期が来たら専用の箱に入れて市に送り、市で溶解処理される。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-（1） 保育の全体的な計画の編成		
A-1-（1）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① a ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」の中で「保育所の理念」や「方針」を明文化しており、「重要事項説明書」やリーフレットにも記載し、職員、保護者等が確認できるようになっている。基本様式の作成は市の園長会で行われ、各園で地域の実態を含めて再構成される。年度ごとに職員会議で話し合いを行い、園の実態に合わせて作成されている。		
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育室に余裕があり、空き部屋も利用し、遊びの空間と集中できる空間とを分けている。遊戯室を使って開放的に走り回ることができ、天候が悪い日でも発散することができる。空気清浄機、エアコンや温度計を使って室内環境を整え、掃除も分担で行い、清潔な空間づくりに努めている。子ども一人ひとりが安心して過ごせるよう、興味や関心に沿った遊びを設定している。		
A-1-（2）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① a ・ b ・ c
<コメント> 少人数の良さを生かし、子ども一人ひとりに合った援助や配慮を心がけている。子どもの気持ちに寄り添い、丁寧に受け止めながら、背景にある子どもの気持ちや状況を汲み取り、記録に残している。毎日、個別の「連絡簿」を介して保護者に様子を伝えている。障害のある子どもには、個別の支援計画を作成し、加配保育士と連携して保育に当たっている。		
A-1-（2）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① a ・ b ・ c
<コメント> 子どもの主体性を尊重し、強制せずにやり方を伝え、やろうとする意欲を育てることを大切にしている。視覚から入ることで理解がしやすい子どもが多いため、様々な視点で子どもと向き合っている。イラスト等を使い、子どもに身に付けてほしいことを分かりやすく表示をすることで、子どもが自然に基本的な生活習慣を獲得していくことを大切にしている。		
A-1-（2）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育室の環境は、生活動線を意識して構成している。成長を促し、興味に合わせた遊びの設定や、季節を感じられる素材を用意し、遊びの広がり期待した保育室作りを行っている。サーキット遊びや体操、戸外遊びを通じて、異年齢での関わりを多く持ち、遊びの刺激や育ち合える関係が醸成されるよう支援している。		
A-1-（2）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 該当無し。		
A-1-（2）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ b ・ c
<コメント> 該当無し。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 一人ひとりの発達目標を抑えつつ、興味や関心を捉えて遊びや生活を展開している。コロナ禍前の活動に比べ、小学校との連携は薄くなっている。コロナ禍で途切れてしまった交流活動を再開しようと園からの散歩訪問を計画し、小学校も快く応えている。今後は「架け橋プログラム」を通じた計画を実践していくことで、新しい交流活動が増える事を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 障害のある子どもおよび支援の必要な子どもの指導計画を作成し、担任保育士と加配保育士が連携し、園長、主任も相談に応じながら日々の保育を実践している。職員の学びとなる、臨床心理士の巡回訪問やケース検討会も行われ、障害理解にも努めている。保護者への理解を促す取組みについては進展がなく、今後の取組みに期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 該当無し。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 小学校の行事に招待されて見学を行ったり、学校内へ散歩に行く等、小学校との連携を園から積極的に発信し、受け入れてもらっている。小学校との連携については、コロナ禍前より減ってしまったが、「架け橋プログラム」が作成され、これから実施されようとしている。今後は、「架け橋プログラム」の実践で、就学へのスムーズな移行に力を入れていくことを期待する。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 市の「健康管理マニュアル」に従い、保健安全計画が作成されている。健康の記録も整備され、内科健診・歯科検診ともに規定通りに行われている。健康見守りの必要な子どもの情報は一覧で表され、職員会議で周知される。SIDS（乳幼児突然死症候群）について、3歳未満児がいないため、保護者に啓蒙できていない。子育て支援の観点から、今後の発信を期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 歯磨き指導や年長児対象に週1回のフッ化物洗口を行い、虫歯予防に努めている。絵本や紙芝居を用いて、歯磨きの必要性を分かりやすく子どもに知らせ、年齢に応じた働きかけをしている。保護者へは、市発行の「保健安全だより」を毎月配信する等、健康についての情報を発信して理解を促し、連携して子どもの健康を守っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもは、医師作成の「アレルギー疾患生活管理指導表」を基に、保護者と連携して対応している。危機管理研修やエピペン研修を行い、職員への情報の刷新も行っている。現在、食物アレルギー疾患を持つ子どもが在籍していないことから、保護者への周知は行われていない。今後に備えて、エピペン研修を始めている。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a · b · c
<コメント> 市統一の食育計画に沿い、給食センター食を実施している。アレルギー対応の除去食は、調理員、園長、担任の3回チェックが行われ、子どもに提供される。保護者の試食会は3年に1回行われ、在園中に1度給食を試食する機会がある。給食内容は写真で毎日配信している。月3~4回ではあるが、手作りおやつの日があり、給食室で作ったおやつが提供される。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	② a · b · c
<コメント> 市の栄養士の作成した献立を給食センターで調理しているため、栄養バランスの取れた内容となっている。季節の旬の野菜や地域の食文化を取り入れた献立で、毎日の子どもの楽しみとなっている。毎日、子どもの食べ具合と残食の報告が行われ、市の保育課で取りまとめて献立作成に反映させている。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① a · b · c
<コメント> 個別懇談会が年に2回行われ、行事後のアンケートで意見を聞き、家庭と園とが協働して子どもの発達を見守っている。保護者への日常の声掛けを大切にしており、相談しやすく、話しかけやすい雰囲気をつくっている。「クラスだより」で保育の様子と意図を知らせている。保護者と話した内容を「育児相談月報」に記入し、まとめたものを職員会議で報告している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① a · b · c
<コメント> 保育参観後の座談会で保護者の思いを聞いたり、個別懇談会で個々の話をしたりして情報を収集している。また、日々のコミュニケーションを大切にしており、積極的に声を掛け、相談しやすい雰囲気づくりに努めている。担任だけでは対応できない場合は、園長や主査が対応し、場合によっては保健センター等と連携し、子どもの成長をサポートする体制をとっている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	② a · b · c
<コメント> 職員会議で、市の家庭児童支援課作成の「虐待対応マニュアル」の読合わせを行い、虐待の早期発見・早期対応に努めている。「人権擁護のセルフチェックリスト」を用い、職員自身の保育の見直しを年に数回行っている。登園時の視診を徹底し、異常があった場合は速やかに園長に報告し、保護者への聞き取りや所轄の課へ報告する旨を職員全体で周知徹底している。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · ① b · c
<コメント> 指導計画の振り返りは毎週行われ、クラスごとに評価・反省を行っている。職員個々の自己評価を、園全体の保育向上へつなげる仕組みを模索中である。この気づきから、自己評価を4月初めにまとめて課題を洗い出し、園全体の強みや課題を明らかにして、次の評価のまとめと比較していくという改善活動を始めている。今後の経過と成果に期待したい。		